

## 吹田市商工業振興対策協議会 議事録

- 1) 開催日 平成28年10月19日(水)
- 2) 開催場所 吹田商工会議所 3階 大会議室
- 3) 開催時間 10:00～12:00
- 4) 出席委員 佐竹委員 宮田委員 井川委員 好見委員 浦部委員 原委員  
生駒委員 金谷委員 森田委員 藤原委員 井上委員
- 5) 欠席委員 石川委員 田中委員 竹原委員
- 6) 出席職員 中嶋部長 大下次長 渡部総括参事 奥山参事 西本参事  
宮崎主査 村田主任 岡田係員
- 7) 傍聴者 0名

事務局：只今より、「吹田市商工業振興対策協議会」を開催させていただきます。  
皆様にはお忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

それでは、まず始めに開催にあたりまして、都市魅力部長の中嶋が公務により遅れて参りますので、次長の大下より御挨拶を申し上げます。

－ 大下次長あいさつ －

続きまして、佐竹会長より御挨拶をお願いいたします。

－ 佐竹会長あいさつ －

ありがとうございます。

事務局：次に、事前に送付させていただいております資料の確認をさせていただきます。

まず「次第」、それから「資料集」として資料番号1から3及び別冊資料として「ビジネスするなら大阪！ガイド」がございます。

以上、不足はございませんでしょうか。

なお、傍聴希望者がいる場合には、吹田市商工業振興対策協議会傍聴に関する事務取扱基準に基づき、傍聴の手続きを行うこととします。

以後の進行につきましては、佐竹会長よろしくお願いいたします。

会 長：それでは、ここからの進行は、私の方でさせていただきます。

まず、傍聴人ですが、事務局の方、いらっしゃいますでしょうか。

事務局：本日の傍聴希望者はおられませんでした。

会 長：それでは、案件に入ります前に、本日の議事録署名人の方を指名させていただきます。

金谷委員、藤原委員をお願いします。

会 長：それでは、次第2「案件」に入ります。

皆様に御意見をいただきたいメインとなります案件が（1）吹田市商工振興ビジョン2025 検証シート中間報告についてでございます。ここに出来る限り時間を取りたいので、順番を変えさせていただきます、（2）企業立地促進条例の改正について、（3）産業競争力強化法に基づく創業支援事業に係る平成27年度事業実績報告及び平成28年度事業実施状況について（報告）を先に行わせていただきます。

それではまず「（2）企業立地促進条例の改正について」ですが、事務局より説明をお願いします。

— 資料番号2に基づき説明 —

会 長：それではこれに関しまして御意見、御質問等ございましたらお願いします。

委 員：事前に資料をいただきまして、それと私の団体の方でも、いろんな方から意見をいただいてまとめたのが配らせてもらったレジュメです。2番目の企業立地促進条例の改正についてというところは、前回も出ささせていただいて会長の方から企業の規模とか設備投資の金額差の部分の説明も受けまして、それも持ち帰って報告したのですが、やはり、少し高いのでは、と意見がありました。部長の方からは案としては出しているけれども、まだまだ議会に出せるかどうか分からない状態ですということで前回ありましたので改善の余地はまだまだ、あるかと思っていますので金額をもう少し下げられないのかなと意見は、ありました。もう1つは今、事務局の方から地域循環についてそのために行うものであるとの説明がありましたので、この2番目の所は、それで理解したと思います。どうしても掲げたもの、なかなかうまくいかない時がありますので、しっかりそこを柱にしてやってほしいと強く思います。以上です

会 長：ありがとうございます。他、ございますか。

委 員：1つ質問よろしいでしょうか。

会 長：はい、どうぞ。

委 員：資料番号2の3ページ。拡充案で対象地域が表で出ていますが、これに含まれない地域は  
どういう地域ですか。

事務局：対象地域になっておりませんのは、第1種低層住居専用地域に代表されます主に住居が建  
つような地域、イメージ的には市内ですと北部の地域です。このような地域は対象地域か  
ら外れています。

会 長：よろしいですか。はい、どうぞ。

委 員：今の3ページのところですが、対象地域をこのような形で拡充したいということなのですが、  
対象地域を拡充することによって吹田市のまちづくり等の連携というかその大きな観点との  
整合性が取れているのかというところがどうなっているのかと思いました。

事務局：実際には、第1種住居地域等の地域に企業が進出している例がございます。例えば、現行の企  
業立地促進条例対象地域の事業者が道1つ隔てて社屋を拡充された事例がございます、その  
隔てた拡充された場所が第1種住居地域であったという例もございますので実際には何例か  
は、住居地域への進出・拡充事例がございます。

委 員：支援内容等について、上限額が1億円から拡充されたということですが、数字的な根拠がよく  
わかりませんが、御説明をして頂きたいと思います。

事務局：支援内容につきましては、それぞれ独立したものとお考えいただきたい。企業進出の方法とし  
まして、立地が建物の取得を伴う場合におきましては左側の現状の制度を活用していただく対  
象になっております。適用が出来るのは、土地、建物、償却資産に課税されます固定資産税の  
額2分の1の奨励金で上限額が1億円まで、それが5年間という内容になっております。企業  
進出の方法が賃貸、オフィス等を借りられた場合は右側の拡充部分の方を適用させていただき  
まして、新たに借りられた建物にかかります家賃の2分の1以内で奨励金を交付するという内  
容になっております。こちらの方は上限額が1㎡あたり1300円月額で年額としまして合計  
で1500万円までという内容を3年間、36か月間、奨励金として支援するという内容にな  
っております。進出の方法によって区分され、どちらかの奨励金を受け取ることが可能になる  
という内容になっております。足し算ではなくて1つの企業ですと、どちらか一方の摘要にな  
ります。

委 員：これに関わる予算としてどれくらいの増額を見込まれていますか。

事務局：拡充案におきまして予算としましては、現状では1件分の予算枠の拡充を考えております。  
1500万円、奨励金上限額1件の予算を考えております。

委員：あともう1つ、国際競争力を増やすという形で支援を増やすという形の案だと思うのですが対象は、日本企業ということになるのでしょうか。

事務局：日本企業、外資系そういったわけ隔てはなく対象としております。大企業のみ日本企業のみということでは、ございません。

会長：よろしいでしょうか。次の方、どうぞ。

委員：関連するかもしれませんが2点ありまして。資料番号2の6ページ、7ページのところで江坂地区と新大阪地区のオフィス、賃料相場関係のような資料をいただいています。新大阪地区の方が、賃料が高いのにもかかわらず空室率が少ないということなのかと思いますが。この比較表を吹田市がどのように分析して、どう活用されるのかということが1点目です。

会長：説明はいただいたのですが、これを出された意義があると思うのですが。

事務局：拡充案作成にあたり、まず江坂地区を当然、参考にさせて頂きました。平均賃料が坪単価で8500円、これを平米に直しますと約1300円という算出を致しました。それと限度額1500万円という値ですが、これが江坂地区においてワンフロアで一番広く取れるのが、だいたい1000㎡ということを知っております。そういった数字から支援内容の上限月額、平米当たり1300円、年額1500万円という数字を算出させていただきました。この平均賃料、これをもとに算出させていただきましたので、参考のために隣接する新大阪地区をデータとしてお示しさせていただきました。

委員：空室率というところが多分、問題になっていると思うのですが、そのあたりは。

事務局：空室率は新大阪地区と比べますと江坂地区の方が倍以上、空室があるということで、そういったところに企業が本社機能に限りますが、移転をしてくるインセンティブを設けることによって企業の誘致を図りたい、ということで改正案としてお示しさせていただいております。

委員：インセンティブという意味では賃料の補助が出るということはもちろんインセンティブになるかと思うのですが、吹田市内に立地する、都市の魅力の部分をどのように伝えるかという部分をどうお考えですか。

事務局：改正内容については、担当が説明したような形で考えています。空き室の資料も支援内容を賃貸まで拡充していこうと示している限りは、そういった実態があるということを説明しないと予算要求できません。やってみるけど、ぜんぜん現状にそぐわないということでは空振りになります。他市の例として、堺や神戸や兵庫県等が出ていますけれど企業立地に対しては、吹田市はすごく先進的な取り組み、今、現在でも我々はしているという風に思っていますが、またこの条例を改正して大阪府、国との連携を強めること、条例を変えますから、それを発信する

ことが企業に来てもらえるようなインセンティブになって、吹田は新たな取り組みをやっているというのが広がっていけば、とそういう思いです。

会 長：ありがとうございます。よろしいですか。では、次の方。

委 員：賃貸を加えられた方がいいと思います。対象地域で4つあります。国循、阪大、吹田操車場、これは場所として拡充案は都市計画の用途地域を書いていますね。これは拡充案の方に集約されるのではないですか。

事務局：集約される部分もございます。

委 員：次ページ以降にいろいろと書かれていますが、こういうことを書かなくても拡充案部分だけ、書かれたらいいのではないですか。よりシンプルにした方がわかりやすいのではないですか。

事務局：承認制度が違っておまして、地域としてみますとややこしいのですが、用途地域で見ますと、確かに江坂をはじめとする吹田西部・南部地域は、商業地域という中で一緒になってしまうのですが、その前段階として奨励金を受ける際の承認制度というものが、次の4ページの方の認定パターンでお示しさせていただいているものと、例えば、本社機能を持ちます事業所が吹田市に進出される場合には、地域再生法に基づきまして地域再生計画の承認を得ていただいた上での進出の場合に奨励金を出すという内容になっております。その場合、用途地域を確認させていただくのですが、イノベーション関連産業・バイオ・ライフサイエンス関連産業の場合に賃貸でなく現行の制度を適用させていただく場合、進出される場所の方が国循などの4つの地域に限定される形になります。場所としては、全体で見ますと重なる地域もございますが、適用出来る場所の方が少し限定的になってきます。承認制度によっては活用出来る場所と出来ない場所があるというふうになってきます。

委 員：対象地域と対象場所は別ということですね。国循の現状の場所の用途地域は1種住居地ですね。現行制度でも阪大キャンパスは対象地域に入っていますよね。

事務局：阪大キャンパスは入っておりますが。

委 員：住居専用地域ですね。

事務局：用途地域としては入っていないはずですね。地域再生法に基づく拡充案には大阪大学の吹田キャンパスの方は含まれない地域だと思われま。

会 長：ややこしい話ですけれど。

委 員：もっと工夫した方がわかりやすいかと思って。

会 長：よろしいでしょうか。基本的には原案でございますので、この方向で進めさせていただくということになります。どうもありがとうございました。  
それでは、「(3) 産業競争力強化法に基づく創業支援事業に係る平成27年度事業実績報告及び平成28年度事業実施状況について」事務局より説明をお願いします。

— 資料番号3に基づき説明 —

会 長：ありがとうございました。それでは、御意見ある方からお願いします。

委 員：レジュメの右側一番下3段目、金融機関と商工会議所、市役所、行政が連携して支援していく、本当にすごくいいことだと思います。支援する、される方も心強いと思います。さらに連携の幅を広げるという意味で市内の経済団体に範囲を広げてやっていったらどうかという意見です。以上です。

会 長：出来るだけ間口は広い方がいいと思いますけど、ただ小規模支援法と基本法は商工会議所、商工会ベースなので多分いろんなことに影響してくると思います。  
あと、よろしいでしょうか。

委 員：ここにありますが創業者数とこれから議論される資料番号1の1ページの(7)産業競争力に基づく創業支援事業の「これまでの取組状況」にある創業者数25名は、どういう関係がありますか。同じ創業支援ですね。資料番号3の2ページには93名とありますが、資料番号1の1ページの(7)では25名となっています。

事務局：今年度の数字が資料番号1でございまして、まだこれから増える数字になっております。暫定28年度、9月30日までの数字が25名です。  
資料番号3の方は27年度の数字になっております。

会 長：よろしいでしょうか。それでは最初に戻りまして、商工振興ビジョン2025検証シート中間報告について、それでは、よろしく願い致します。

事務局：資料番号1の1ページから順に説明させていただきますが、特に御報告・お知らせさせていただきたい内容や委員の皆様にご意見を賜りたい内容をピックアップして、御紹介させていただきます

まず、1ページ目、基本方針1について。

(1) 創業支援型事業所賃借料補助金についてですが、目標値は創業計画の新規認定件数を4件、補助金交付事業者の廃業件数を0件としておりまして、現状では創業計画の新規認定件数が2件、補助金交付事業者の廃業件数が0件となっております。今年度は平成29年1月に創業計画の募集を行い、2月に認定会議を行って新規認定を行う予定です。認定予定件数は2件です。

(7) 産業競争力強化法に基づく創業支援事業についてですが、目標値は創業支援事業に基づく支援を受けた方の数を300名以上、支援を受け創業した者の数を60名以上としておりまして、現状では107名の方が創業支援事業に基づく支援を受けています。創業された方は25名です。今後の取組としまして、「すいた創業支援ネットワーク」を活用し、創業後の支援について検討しているところでございます。委員の皆様からの御意見をお伺いできればと思っております。

つづいて、2ページ目、基本方針2について。

(1) 企業立地促進奨励金についてですが、目標値は奨励金交付対象者認定件数を5件以上としておりまして、現状では認定件数は1件となっております。

今後の取組としましては、制度の積極的な活用と本年度中の条例の改正を含め、本市における事業所の立地環境により応じた制度設計の見直しに向けた検討を行い、その方向性を確立するために庁内手続きを進めています。改正内容等につきましては、先ほどの案件で報告させていただいた通りでございます。

(2) 地元雇用促進補助金と(3) 地元企業発注促進補助金についてですが、目標値をそれぞれ補助金交付対象事業者認定件数を5件以上としておりまして、現状ではそれぞれ認定件数は1件となっております。これら二つの補助金は単独での活用も可能ですが、企業立地促進奨励金と連携した設計の補助金となっております。企業立地促進奨励金の認定件数が増加すると、こちらの件数も増加します。企業立地促進奨励金と合わせて、これら二つの補助金の周知、活用の促進に向けて商工振の委員の皆様からの御意見をお伺いできればと思っております。

(4) 企業定着型環境配慮事業補助金についてですが、目標値は補助金交付件数を2件以上としておりまして、現状では補助金交付件数は0件となっております。この補助金は平成25年度から実施していますが、これまでに2件、平成25年度1件、平成26年度1件の活用実績にとどまっています。本市としては、環境配慮事業を行う必要のある製造拠点を有する事業者に対しては積極的に制度の活用を促していきたいと考えておりますが、事業者にとっての資金負担が過大となるため、なかなか活用が難しいようです。

委員の皆様からの御意見をお伺いできればと思っております。

(5) 地元企業等共同研究開発事業補助金についてですが、目標値は共同研究開発事業の新規認定件数を2件以上としておりまして、今年度の認定件数は2件となっております。

今年度の募集・認定は終了し、補助上限額である500万円を2件交付予定です。

また、来年度も同様の募集を行う予定です。

つづいて、基本方針3について。

(1) 企業情報収集・支援事業についてですが、目標値は訪問企業件数を300件、うち新規訪問件数50件以上としておりまして、今年度の訪問企業件数は126件、うち新規訪問件数は64件となっております。新規訪問件数につきましては、目標値である50件を達成しております。引き続き、市内事業者を幅広く訪問し、行政による支援施策を中心とした情報提供及び本市の中小企業支援施策の基礎となる市内事業者の実態把握並びに情報収集に努めていきます。

(3) 展示会等出展事業補助金についてですが、目標値は補助金交付件数を10件以上としておりまして、今年度の交付件数は0件ですが、交付認定の件数は11件となっております。

今年度の募集・認定は終了し、予算枠である200万円の全額を交付予定です。

なお、来年度の予算枠の拡充を要求しております。来年度も同様の募集を行う予定です。

(5) 中小企業セミナーについてですが、目標値はセミナーの参加者数を延べ120名以上(各回20名以上)としておりまして、今年度は2回セミナーを開催しており、参加者数は延べ33名となっております。今年度、あと4回のセミナーを開催する予定でございますが、毎回、周知及び集客に苦勞しているところでございます。委員の皆さまに周知に関する御助言や御協力をいただければと思っております。

(6) 中小企業資金融資事業についてですが、目標値は吹田市小企業者事業資金融資実行件数を25件以上としておりまして、今年度の実行件数は5件となっております。

引き続き市内事業者に対し積極的な活用を促すため、企業訪問時に制度の周知を行い、利子補給等の該当者には市から活用の通知を送付していきます。

つづいて、基本方針4について。

(1) 商工業団体事業活動促進補助金についてですが、目標値は18件以上としておりますが9月30日現在で交付決定件数は11件となっております。年度末に向けて活用を促していきたいと思っております。

続きまして(2) 商店街等商業協同施設設置事業補助金についてですが、目標値を2件以上としております。9月末現在で2件となっておりますが、若干、予算がございますので要望がございましたら積極的な活用を促していきたいと考えております。

(3) 商業活性化コンサルタント派遣事業補助金についてですが、こちらも目標値を2件以上としておりまして、表では、交付決定件数1件とさせて頂いておりますが、その後もう1件、申請がございまして現在2件、交付予定ということになっております。コンサルタント等の力を借りながら商店街の活性化に向けて、取り組んでおられるところでございますので、引き続き支援していきたいと思っております。

最後の駅周辺活性化事業についてですが毎年だいたい2月を実施月としております。今年度も2月実施予定ですが、講演会に40名以上の参加を想定しておりまして、今後、テーマ、講師等を決めていきたいと考えております。

つづいて、基本方針5について。

(1) 夏休み子ども体験学習講座についてですが、目標値は参加児童数を24名としておりまして、今年度は平成28年8月4日にオリエンタル酵母工業株式会社の大阪工場を会場として講座とパン作り体験などを実施し、24名の児童の参加がありました。現在、講師には遠隔地から来てもらっており、今後の講師の選任が課題であると考えております。なお、来年度も同様の講座を行う予定です。

続きまして、6ページからの、「今後実施を検討すべき新たな取組について」御報告させていただきます。

まず、基本方針1について。

(1) 支援対象となる市内創業者の掘り起こし強化についてですが、すいた創業支援ネットワークにおいて、市内創業者及び創業希望者の掘り起こし方法等の検討を行っています。

市内創業者及び創業希望者の掘り起こし方法等について、委員の皆さまからの御助言や御意見をお伺いできればと思っております。

つづいて、基本方針2について。

(1) 地方拠点強化税制の活用による本社機能の誘致についてですが、改正内容などにつきましては、先ほどの案件で報告させていただいた通りでございます。

(2) 誘致活動に必要な情報収集機能の強化についてですが、市外の企業動向の情報収集方法及び本市の支援施策の発信方法について、他市状況も含めて調査・研究を行っていく考えでございます。市外の企業動向の情報収集方法及び本市の支援施策の発信方法について、商工振の委員の皆さまからの御助言や御意見をお伺いできればと思っております。

つづいて、基本方針3について。

(1) 市内事業者のニーズに基づく事業の創出についてですが、本年度は、展示会等出展事業補助金について、活用実績や活用後の検証を踏まえ予算枠の拡充を要求しています。

今後も、活用実績や企業訪問等により把握した市内事業者のニーズを踏まえ、それぞれ拡充、継続、廃止等検討するとともに、必要に応じて新たな補助金の創設を行う考えでございます。こちらにつきましても委員の皆さまからの御助言や御意見をお伺いできればと思っております。

つづいて、基本方針4について。

(2) 個店の魅力向上に向けた情報提供及び支援についてですが、現在、商店街等への訪問、アンケートとか実施しながら空き店舗解消に向けて具体的にどういうものが出来るのかということについて、日常的に話し合いを重ねながら施策を模索している最中でございます。これにつきましては、さらに、魅力的な個店発掘、商店街の活性化に向けて今後とも商店街のみならずと力を合わせて進めていきたいと考えております。

つづいて、基本方針5について。

(1) 市内の各種プラットフォームとの連携による情報発信機能の強化についてですが、市内の経済団体、企業団体、支援機関等に対して、本市の施策・条例について積極的に情報発信をしております。

(2) 特徴ある市内企業のPRについてですが、本市独自の表彰制度については、他市状況を調査・研究していく考えでございます。こちらにつきましても委員の皆さまからのアイデアや御意見をお伺いできればと思っております。

(3) 市内企業に対するCSR活動の促進についてですが、市内企業のCSR活動の情報収集に努め、PR支援の方法についても他市事例の調査・研究を行っていく考えでございます。こちらにつきましても、委員の皆さまからのアイデアや御意見をお伺いできればと思っております。

以上でございます。

会 長：ありがとうございました。あと1時間程度ございますのでじっくり見ていただきまして、結構内容は多いですが、御意見を頂戴できたらと思っております。よろしく願いいたします。どなたかいらっしゃいますか。

委 員：不勉強でありまして、ここに書かれています制度と既に変更しているものもあるかと思っておりますので、そのあたりは後ほど御教示願います。一応、うちの協同組合で出た意見をまとめてみま

した。まず、資料番号1の1ページの(1)「創業支援型事業所賃借料補助金」についてですが、申込みの受付時間を限定せず、年間通して行ってはどうか、開業前に限らず開業後数年間申込みできるようにしてはどうか、予算総額を増やして多数の開業者を支援できる制度に拡充してはどうか、あと、新規認定件数が2件となっていますが、実際に申込みが何件かあった中で2件なのかということです。

会 長：そのことに関しては、伺った方が良いと思います。これはどういったことなのでしょう？

事務局：平均的な数を申し上げますと5件なのですが、時期によりましてかなりばらつきがございまして、前年度は1回目の募集に関しては5件だったのですが、2回目に関しては13件となりました。今年度の1回目に関しては5件という形になっております。

委 員：5件のうちの2件、ということですか？

事務局：これは、最大認定件数が2件ということです。もしも認定に及ばないものがある場合は、1件の場合もございます。

委 員：あと、フォロー体制については今後、取り組み予定ということによろしいですか？

会 長：これは先ほどのこととも絡んできますね。

委 員：はい。これは大変重要で、要するに訪問活動の中で、今現在どんなツールをもって、例えば統一してこのようなことは聞いています、もっとこういう風にしたらいいのではないかと、というようなことがおそらく出てくると思います。だからそのあたりで、どういった訪問活動を実践されているのかを聞きたいと思いました。

会 長：もともと定期的に回ってらっしゃいましたよね。

事務局：はい。創業支援型事業所賃借料補助金の交付対象者に対しましては、12か月間毎月の補助金を交付しているのですが、その際に、毎月市役所へお越しいただいて、1か月間の様々な実績や課題の報告をいただいております。その中で、もし当初立てられた事業計画に不安を抱かれること等がありました場合には、商工会議所のS a B i C（すいた経営革新支援センター）へ御相談にお伺いしてはどうか、といったアドバイスもさせていただいております。その12か月間の交付支援が無くなったあとは、なかなかすぐには行けませんが順次訪問させていただいて、様々な情報提供や意見交換等をさせていただいております。

会 長：よろしいでしょうか。では、続きをどうぞ。

委 員：資料番号1の3ページ(1)「企業情報収集・支援事業」についてですが、市内企業を訪問し

て実態把握・情報収集を行っているということで、仮称ですけれども「訪問活動の報告書」なるものを毎年度作成して、公表すればどうかと考えております。年度ごとに企業台帳を充実させて、この事業の蓄積を図ってほしいということです。あと、これは当然のことだと思いますが、提供及び収集された情報を施策改善に生かしてほしいということです。さらに、専任の企業情報収集員の方が1名おられるということですが、実際現場に行って中小企業者の話を聞くことはやはり重要だと、他市の職員の方々からも生の声が上がっております。吹田市でも行っていないわけではないと思いますが、そのような体制を作っていく、大変お忙しい中ですが職員の皆様にもどんどん参加してほしいと考えております。そこでの経験が実務にも反映されていくのではないかと考えておりますので、よろしくお願いたします。そして、このことがさっきのフォロー体制にも共通しまして、結局どんなツールをもってしても、その時の情勢にあわせて情報を提供することや、逆に中小企業者から何を聞いて持ち帰ってくるのかということ等、何か統一された訪問時の案内事項や聞き取り事項がなければ企業台帳もできないですし、実態もわからないと思います。おそらくそのような事項があるかと思っておりますので、次回で結構ですので、ここの委員の皆さまに提供していただいたらいろんな方面から助言がいただけるのではないかと考えております。

訪問時の企業台帳リストを作ったり、情報収集する時に、何か統一した案内・聞き取り事項のようなものがなければ、情報集約はできないと思うのです。何を聞いてくるか、何の情報を提供するかといったような…そのような雛型があると思うのです。

会 長：それはおそらくもう持っていらっしゃると思いますが。

委 員：それを次回の協議会で提示してもらって、委員の皆さまに意見をいただいたら良いと思います。そうすれば、より良い企業台帳ができると思います。よろしいですか？

会 長：はい。ありがとうございます。

委 員：次に、同じく資料番号1の3ページ(4)「中小企業ホームページ作成事業補助金」についてですが、補助金の額を10万円に引き上げてはどうか、範囲を広げてはどうか、現在必須条件のセミナー参加ができなくても補助金を受けられるようにしてはどうかということです。あと、同じく資料番号1の3ページ(6)「中小企業資金融資事業」について、融資窓口を市役所に戻してはどうか、戻した方が手続き上スムーズにいくと考えておりますので、検討していただければと思います。あと、融資上限金額を1250万円まで引き上げてはどうかということです。あともう1つは、資金繰りを融資機関に相談した事業者が断られて、逆に高額な金利のカードローンを勧められるということが多々あります。このような借金でも借り換えをできるようにしてはどうかということです。今日は借りた本人が悪いという考え方ではなく、高額な金利で貸した融資機関が悪いという考え方でありますので、そのあたりはやはり、今の情勢に合わせて支援していくということが重要ではないでしょうか。

次に、8ページ(3)「市内官公需における中小企業者の受注機会の増大に向けた取組」についてです、こちらについては非常に問題意識がありまして、前回も言わせてもらいましたが、

条例ができたにも関わらず、造園業務でダンピング問題が明らかになりましたが、それ以外でも、ダンピング受注が行われていた場面ではすべての業務の実態調査を徹底してほしいと考えております。もう一つは、ダンピング防止を策定されている工事及び工事に関わるコンサル業務以外のすべての業務においても、それぞれの業種にあわせたダンピング防止策を策定してはどうでしょうかということです。「吹田市契約の相手方の資格及び選定方法に関する規定」第8条では、一般入札を行うときは…（中略）で、市内に本店、必要であると認められる時は市内に本店または支店を有することを入札参加資格とするように努めなければならないとして、第9条の第2項では、指名事業者等を選定するときは市内に本店を有するもの、及び市内に支店のみを有するもの、の順にこれらを優先的に指名するものとしています。これらの規定がすべての場合において徹底されているか、調査してほしいという意見です。もう一つは、「吹田市契約の相手方の資格及び選定方法に関する規定」第9条では、市内に本店を有するもの及び市内に支店のみを有するものが並列で記述されており、市内本店優先が不明確です。市内本店優先を明確化するように実現してほしいということです。

会 長：ここまでの話ですが、これはおそらく範疇が違う話だと思います。

委 員：別の所では話し合う場が持たれて、各部署の方もいらっしゃって、中心に周知徹底を図るのはこの部署ではないかと思います。受注機会増大という項目がありますのでそういう役割を担ってほしいと思います。

会 長：地元の建設業者の方、中小企業者の方の受注機会増大というのは、この部署に関わってくる話です。重要なことだとは思いますが、ダンピングの状況となると範疇を超えるものとなってしまいます。

委 員：皆さんで共通認識を持ちたかったという趣旨です。

会 長：わかりました。では、続きをお願いします。

委 員：都市魅力部と総務部との連携を日常的に強めていただき、条例とビジョンの周知徹底を図って欲しいという要望です。

もう1つは、議会で採択されている取組がたくさんあります。住宅リフォーム助成制度は全国でも、すごい経済効果が出ている。ただ、残念ながら吹田市では個人の資産にかかる関係で活用されていない。議会で採択されているので実践あるのみだと思います。この観点を持っていただきたいと思います。

「まちなか商店・店舗・工場リニューアル助成制度」があります。これらの制度を創設している自治体を調査していただき、吹田市でも創設に向けて考えていただきたいと思います。

会 長：ありがとうございました。事務局から答えられる範囲でお願いします。

事務局：1点目の創業支援型事業所賃借料補助金について、期間を限定せずに年間を通して募集をしてはどうかということでございましたが、現状では年2回、夏と年明けの時期に募集をしております。その募集期間中に受け付けた創業計画を外部の委員を招いて開催します認定会議で審査してもらっています。このような審査を行っていることもあり、年間を通して募集を行うのは困難な状況です。

開業前ではなく開業後数年間であっても対象とするべきとの御意見でしたが、この補助金の趣旨は創業される前の方を対象とした支援を目的としておりますので、開業後数年間となりますと、補助金の趣旨と合わなくなるため、実現は難しいです。

予算総額を増やして、より多くの方に支援ということでしたが、限られた予算の中でやっております、過去には1年間ではなく2年間程度の支援をしていたこともありました。やはり、数多くの方に支援をしていくという意味で、1年間に限らせていただいた経過がございます。

資料番号1の3ページ(1)企業情報収集・支援事業については、次回の協議会において、企業訪問時にどのような事を聞いているかをお示しさせていただきます。

資料番号1の3ページ(4)中小企業ホームページ作成事業補助金についてですが、補助金上限額を10万円にとのことですが、商工業に関する予算の枠の中でやりくりしている関係で、5万円とさせていただいており、予算との兼ね合いを考えますと、現段階では上限額の引き上げは難しいと考えております。

補助対象事業者の範囲の拡大ですが、既存のホームページのリニューアルなども対象とする拡充を行いたいとの考えもあり、財政部門等との協議もおこなっておりますが、なかなか実現できていないという実情でございます。

先ほども申し上げましたが、市内企業の受注機会の増大につきましては、担当部局である契約検査室とは条例の趣旨やビジョンの内容についての情報共有に努めており、今後も連携を図っていきたいと考えております。

住宅リフォーム助成制度ですが、これは請願が平成21年でしたでしょうか、採択されております。これは建設部局への請願ということでいただいております。住宅政策を担う部局が、このような制度を設けました際には企業訪問していく中で対象事業者に対しましては、登録業者への登録の案内をさせていただきたいと思っております。

会 長：これは民商さんがだいぶ頑張ってもらっていますからね。  
それでは次の方お願いします。

委 員：全般的な感想ですが、個々の事業について検証シートを作って進捗状況を管理されるということはいいことだと思います。ただこの中で、既存主要事業については、事業実施の方向性という欄などが抽象的な内容になっているところもあり、具体的なアクションが少し弱い気がします。そのため、これまでの取組状況の欄についても、成果として現れている場合でも、たまたまなのか、努力してなったのか分かりづらい。そのあたりをきっちりしていかないと成果に結び付けていけないのではないかと思います。

会 長：これは基本的に政策に乗って、例えば新規事業をした人の数ですよね。たまたまの数を入れる

と市全体ではもっと多いはずだと思うのですが。

事務局：個々の取組の中で、たまたまという部分もありますし、市が努力して成し遂げた部分もあります。補助金交付件数の拡大等の努力はしております。全体的に努力をしていないという訳ではございませんので御理解いただきたいと思います。

会 長：何らかの関係があったものでしょうから、一応、施策の流れに乗ったというものであると言えるでしょう。

委 員：成果をあげるためにはアクションがないといけないということです。そのあたりが少し弱いように思えたのです。

もう1点だけ、資料番号1の3ページ(1)企業情報収集・支援事業において、各年度の目標値として300件以上、新規訪問を50件以上とありますが、この新規訪問はどのような定義ですか。民間ですと取引がないところに行くと「新規訪問」となると思うのですが。役所ですと取引も何もないですから、どのような定義なのかと思いました。一度も行ったことがない企業という意味でしょうか。

事務局：そのとおりです。例えばインターネット上で吹田市の企業を探しまして、飛び込みのような形でお電話をさせていただき、アポイントメントを取って訪問をさせていただいております。

会 長：商工会議所、同友会、民商もそうですが、こういう会社に行ってほしいということがあれば、市役所まで提供していただければありがたいということです。

委 員：次に、資料番号1の6ページ(2)創業の基礎となる考え方の習得に対する支援の強化ですが、創業塾及び女性創業塾についてはそれぞれ年2回ずつ実施に向けて検討を行う、とされています。創業塾は商工会議所で行っており、例年9月から10月にかけて、土曜日に5回開催しており、今年は32名参加しました。年に2回となりますと、また土曜日に出勤する職員も増え、財政的な問題があります。また、参加者が年間60名程度に増えるのか、と思うところもあります。

7ページ(3)の北大阪健康医療都市における健都イノベーションパークとの連携についてですが、商工会議所では健都のまちづくりにあわせて、市内モノづくり事業者の医療分野との連携や、市内でのヘルスケア産業の育成を行っています。吹田市とも、連携を密にしてやっていきたいので、よろしく願いいたします。

8ページの(3)の市内官公需における中小企業者の受注機会増大に向けた取組ですが、先ほど詳しい話もありました。商工会議所においても、何年も前から取り組んでいますが、あまり進展していません。市内経済の循環ということで見ましたら、大企業だけではなく、せつかく近くの市役所に仕事があるのであれば、市長も以前言っていたように、市内中小事業者を優先する仕組みが必要だと思います。

会 長：地元企業優先にしているところも、最近は増えてきてはいますね。

委 員：金額が同程度であるならば、金額にプラスして地元貢献度を評価するなどして、地元事業者は吹田市に税金も払っていらっしゃると思いますので、そのあたりも行っていただければありがたいと思います。

10ページの(5)ですが、市内事業者を支援するためのセンター機能を持った施設の設置ですが、吹田市にはそういった施設はなく、たまに施設を有している市もあります。先進事例の調査・研究を行うということですが、早めの実現されればすべてうまくいくと思います。最後に、先ほどから、経営革新支援センターの名前をたくさん出していただいておりますが、ここでは創業一本というわけではなく、商工会議所ですので、既存の会員の売り上げ拡大というのも柱に据えています。これらをわずか一人でやっています。創業については、今年も16件、過去3年間で53件ということで、吹田市や政策金融公庫との連携もあってそれなりに数字が出ているのですが、売り上げ拡大の方もやっていかないと会員の満足度も高められません。そのあたりを踏まえ、センターに対する支援の方もよろしくお願ひしたいと思います。

委 員：資料番号3の1ページ、産業競争力強化法に基づく創業支援事業の実施についての中で、業者の数が出ていますが、その後、実際に続けられているのですか。というのは、最初に補助が出ていると思いますが、支援がなくなった後の状況はどうですか。支援がなくなった後の状況が気になります。

会 長：スタートアップ期が一番難しいですね。

事務局：創業後の把握について、開業後5年間未満に廃業する確率が高くなっているデータもありますので、すいた創業支援ネットワークにおいて、定期的に協議の場を持っており、創業後の支援についてどういうことができるか、協議、模索しているところです。こういったことをしてはどうかといった御意見をいただければありがたいです。

委 員：すいた創業支援ネットワークの話が出ましたが、S a B i Cで開業支援した場合は、継続して支援できる体制になっています。売り上げ拡大支援の中で行っています。

委 員：資料番号1の2ページ、地元企業等共同研究開発事業補助金について、各年度2件以上の制度活用を目標としていますが、これまでの研究開発の採択事例を教えてください。

事務局：大学と連携して新しい商品を作るものが分かりやすいですが、技術的な共同研究など、必ずしも成果物として商品という形はないという場合もあります。直近では医療関係もあり、研究開発については多岐に渡っています。具体的な事例は市のホームページに掲載しているので御覧ください。

委員：資料番号1の3ページ、中小企業ホームページ作成補助金について、けっこう認定件数がありますが、ホームページを作成したことによる問い合わせや受注の増加といった成果はあるのですか。

事務局：ホームページを作成した事業者へは、後追いで、企業訪問により、効果は確認しています。

委員：成果は出ているのですか。

事務局：まだ出ていないというところもありますが、概ね、問い合わせが増える等の成果が出ています。

委員：起業者や企業への補助金を出すことにより、利益を得て市へ税金を払うということはもちろん大事ですが、企業の地域への貢献という言葉が出ていましたが、ぜひ会社周辺の自治会、商店街への貢献をするような意識を持ってもらうような文言を入れていただければと思います。

会長：よく地域内再投資力という言い方をしますが、単に補助金を出した企業が潤うだけでなく、そこからお金が流れますので、必ず経済効果はあります。経済効果と言うと引く人もいますが、そういう効果は、最近色々なところで言われているので、企業で認識されていないことはないと思います。

委員：儲けだけ優先して考えるというのではなく、一緒にやっていきたいので、企業もそういった認識を持っていただきたいです。

会長：当然、地元の雇用が増加するほか、地元の金融機関から更に資金調達するかもしれませんし、地元から原材料を発注することになるかもしれない、あるいは人が集まることを通して等、地元の経済効果が間違いなくあるはずです。

委員：委員がおっしゃったのは、商業に関する地域貢献策の中身に通じるものがあります。以前は何か所か、大規模小売店舗についてはアンケートをとりましたが、継続して話をしていますか。

事務局：平成26年度にオープンした大規模店について直接訪問させていただいて、回答をいただきましたが、27年度に2店オープンしたところには行けていないので、是非続けていきたいと考えています。

委員：非常によく考えて案を作っていただいています。縦のことはよく分かりますが、横の連絡をもっと分かりやすくアピールするもっといい方法があると思います。

会長：情報発信は難しいですね。行政は頑張っていますが、各経済団体に持ち帰ってもらって、広報してもらうのも手です。メニューが多すぎて読めないといったこともあります。

委員：私も年を取って、目も悪くなると、この資料のように字が小さいと読みづらく感じます。内容は網羅していてありがたいと思う反面、これらの周知に問題があるので、考えていただきたいと思います。この中で、資料番号1の3ページに中小企業セミナーということで、10月に第3回の事業承継のセミナーがありますが、これは吹田の事業者にとって重要なものだと思います。

会長：積極的にS a B i Cに行っていただいたりすることも重要だと思います。相談は、他の経済団体でもよいわけですし、広報されているものだけでは分かりにくいところもあると思いますので、御自身でアクションを起こすのが原則であると思います。

委員：ホームページ作成事業補助金について、最大5万円補助されますが、以前に雇用促進事業で、吹田の商店街のポータルサイトを作成し、連携のあるまちの情報発信として非常に有意義だったと思います。単に中小企業で一社が単独でホームページを作るのではなく、吹田の事業者同士で連携できる制度があればいいと思います。

委員：2点ありまして、1点目はホームページ作成事業補助金の話でも出ていましたが、補助金の交付件数が目的となっていますが、やはりその効果はこの場で定期的に報告していただきたいと思います。2点目は、創業者の数が最終目的であると思いますが、そういった意味では基本的にはここを達成するために、他の補助制度と階層的に考えられる仕組みを作っていただくとう分かりやすいと思います。

事務局：補助金の効果の検証ですが、ホームページの他にも様々な補助金がありますが、補助金を交付した企業への訪問の中で、こういった効果があったかは検証を行っておりますので、次回報告させていただきたいと思います。

委員：上中下くらいで、すごくいいところ、普通のところ、悪いところくらいのランクに分けるとよいと思います。

会長：政策の効果について、資金を受けてその効果がどれくらいあったかということもさることながら、場合によっては、まったく使われない制度もありますので、まず使われているかどうかというのが第一段階です。その後に、使われた制度について成果が上がっているのか検証をするという2段階に分けて考えるとよいと思います。良いと思って制度をつくっても使われない制度というものもあるので、それはやはりどこか使いにくい、敷居が高いところがあるということです。またこの場で検証したいと思います。

委員：資料番号2ページの(5)の地元企業等共同研究事業補助金について、年度に一回のみの募集となっていますが、募集開始や募集期間はいつ頃でしょうか。というのも、数値目標が2件で、既に2件の採択がされたとのことで、次は来年度ということですが、やはり事業者によっては興味があって今から申込みをしたいというところもあると思います。既に締め切られて、次回

は来年度、ということではちょっともったいない気もします。もう今年度中の募集はしないのですか。

事務局：毎年7月頃に1か月程度かけて、募集をしています。今は募集期間外ではありますが、制度自体が大きく変わるものではありませんので、企業訪問において、年間を通して制度活用の周知を図っています。

また、なぜ年度の前半の時期に募集しているかということですが、基本的には多くの企業は年度内に成果を出す必要があり、共同研究開発の場合は、やはりそれなりの時間を要するため、どうしても年度の前半に認定という形をとっています。制度的には2年度にわたり研究開発事業を行うことも可能ではありますが、多くの事業者はその年度内に成果を出すことを求めています。

会長：これは素晴らしい制度で、審査会を担当しているが、吹田市にこんな企業があるのかという位にレベルの高い企業が応募してきます。だから、逆に言うと1年間で成果を出すというのは、なかなか難しいところではありますが、出来るだけ中・長期的に見て、可能性のある例えば新製品開発や基礎研究を進めることが出来るような医学分野の研究の応募も期待できます。

大学が集積しているというのも吹田市の強みになると思われます。まとまった額を補助金として出しますので、吹田市の再評価にもつながるものと思われます。

他よろしいでしょうか。

委員：評価シートについて提案をしたいのですがよろしいでしょうか。

一番に目が行くのは目標値や認定等の結果の件数です。他の委員からの質問にもありましたが、このシート中に問い合わせ件数や申込件数、業種などの情報も書き込んでいただければわかりやすい。今のままだと、私たちが見た時にどの程度の件数の応募があつての認定件数なのかが分からない。その隠れてしまっている部分が見えるようにしていただきたいです。

そうすることにより、その事業自体が行政側の一方的なものであるのか、企業が求めているものなのか、ニーズにマッチしているものなのか把握できると思います。

そうしないと、いくらシートで検証しても効果が薄い。よりいいものに再設計していく必要があると思います。提案として取り上げていただければと思います。

会長：出来るだけ見やすくわかりやすくということですね。

評価を継続していく中で改善していきましょう。では、次の方。

委員：交付件数、認定件数の定義ですが、例えば資料番号1の3ページ(3)の展示会等出展事業補助金ですが、応募数が多く来年度に拡充を求めているとのことでしたが、このシートを見た時に認定件数が11で交付件数が0となっており、これはどのように理解すればよいのでしょうか。

事務局：わかりにくい書き方になってしまい申し訳ありません。

こちらの補助金の交付をするということを認定した件数が11件で、これから展示会等に出展されてお金を支払われて、費用が確定してから交付申請を受けて補助金を渡すという構造になっております。

会長：この11件については、交付される権利を持っているわけですね。

委員：これから交付を受けるということですね。

会長：ただ、何かの不都合で展示会等に出ないということになれば、当然、対象外となります。

委員：わかりました。少し混乱しておりました。

あともう一つ。資料番号1の10ページ(2)特徴ある市内企業のPRですが、吹田市としてのPRとおっしゃっていましたが、吹田市ということ知っていただくために、事務局からお話があったかと思うのですが、「すいたし」と読んでもらえない。「ふくたし」とか「ふきたし」など、ちゃんと読んでもらえない「すいたし」というのを逆手にとって、「ちゃんと読んでほしい『すいたし』」というようなPR方法も一つの手ではないかと思えます。

会長：確かに関東の人たちは読めない方が多いですね。

しかし、ここは70年万博をやった都市ですから、割と知名度はあると思われれます。

委員：サッカースタジアムが新しくできて話題になりました。

会長：そうですね、いろいろと全国的に情報発信はしていると思われれます。ありがとうございます。次の方どうぞ。

委員：3点あります。1点目が資料番号1の3ページ(4)中小企業セミナーの周知について、目標値に近い成果ではありますが、いつも集客に苦勞されているとのことですが、こういった媒体からの申し込みが一番多いのか、また、商工会議所などの各種団体経由での申込はどれくらいなのかというところを教えてください。

事務局：一番多い媒体は「市報すいた」です。

会長：ネットではないんですね。

事務局：ネットは意外に少ないです。メルマガなどでも情報発信しています。

御参加いただいた方には、何を見て申し込まれたかをアンケートでお答えいただいておりますが、やはり市報すいたを見て申し込んだという御回答が多いです。

会長：デジタルよりもアナログの方が多いということですね。

事務局：市報すいたの発行部数が多い、全戸配布している市報すいたが一番強い。

二番目以降からほぼ横並びではありますが、ネットであったり各種団体からの案内いただいていることもありますし、講師の方から案内を受けての御参加もあります。

周知に御協力いただけるようございましたら、ぜひお願いしたいところでございます。

委員：吹田市のF a c e b o o kがありますが、そちらの記事を見ての申し込みはありますか。

事務局：F a c e b o o kからの申し込みという御回答は、まだない状況ですが、情報発信の方は毎月、セミナーなどの情報を掲載しております。

今後はあるかも知れませんが、今までの実績ではありません。

たまたま、アンケートではマルを付けていただけていないだけで、F a c e b o o kと市報すいたのどちらも見て、市報すいたにマルを付けている可能性はあります。

今後も、継続して使える媒体は使っていきたいと考えております。

委員：デジタルの方もシェアしたりするなど、協力できる部分で協力していきたいと思います。

2点目ですが、同じ3ページの(6)中小企業資金融資事業について、前回は意見させていただきましたが、日本政策金融公庫のようにネットワークに関連するところは実績がしやすいと思う。

他の金融機関、市内の主な金融機関には該当する企業に対して市の融資制度の情報提供を依頼しているのですか。

事務局：各金融機関に対しては、市の制度のパンフレットを配架してもらっていますし、年1回、各金融機関との懇談会を開催し、その中で色々と意見交換や情報提供を行っておりますので、そういう場を活用して周知を行っていききたいと考えております。

委員：創業の話とも関連するのですが、日本政策金融公庫以外で、創業融資が一番がんばっているのは池田泉州銀行さんとお聞きしている。創業者を支援するという意味でも、池田泉州銀行とかに利子補給の話をしていただくと事業者の支援につながると思う。

会長：金融機関というと具体的にどこと意見交換されているのですか。

事務局：市内の主だった金融機関ですので、10行程あります。メガバンクもありますし、北おおさか信用金庫、池田泉州銀行などの地域密着型の銀行もあります。

会長：基本的には、やはり地銀・信金が中心でしょうか。

事務局：そうです。

会 長：その方が中小企業にとってはいいでしょうね。最先端技術を持っているようなところは、メガバンクも関心を持つと思いますが、やはり地銀・信金としっかりとしたネットワークを持っていただく方がいいでしょう。

委 員：3点目ですが、創業の関係で資料番号1の1ページの(7)産業競争力強化法に基づく創業支援事業にある創業者25名と6ページの(1)支援対象となる市内創業者の掘り起し強化の両方に関係するのですが、それと今日の前段で創業者数の実績の話をしていただいています、今年度25名ということで、前年度の実績を見ますと、吹田市、商工会議所、日本政策金融庫とそれぞれ連携してされていると思いますが、日本政策金融公庫の実績が多いです。融資の関係もあるからだと思いますが、この創業者25名というのは、どういう経緯で実績にあがっている方が多いのでしょうか。

会 長：これは基本的にセミナー等に参加された方の中の創業者の数ですよ。

事務局：そうです。商工会議所からいただいた資料に基づく数字です。

会 長：少なくともこの制度が起爆剤になっているのは事実だと思います。

たださっきから議論になっているように経緯がわからないところもあります。施策効果ですから、創業塾に出て、創業する気になったということが検知できれば非常にわかりやすい。

そういうことも含めて、ヒアリングしていただければと思います。

先ほど出ていた、創業してからどのくらいの期間、継続できているかもヒアリングしていただければと思います。

委 員：創業の関係でもう1点。掘り起しの話と実績の話で、起業家交流会の参加者からの目標に対して実績はあまり良くなかったのかなと思いました。起業家交流会の参加者の中にも、これから創業を考えておられる方と、既に起業されている方、両方いらっしゃると思いますが、創業希望者に対してフォローはどのようにされているのですか。

資金繰りの話と販路開拓が主要な課題となっていると思われますが、どのように情報提供されていますか。

事務局：起業家交流会の参加者に対しては、まず直接接触できました場合は商工会議所や事業所賃借料の補助金制度の説明やその他に活用いただけそうなものを案内させていただいております。

直接接触できなかった場合でも、起業家交流会の参加者を対象にメルマガを発信しており、内容としましては、先ほど申しあげました事業所賃借料の補助金制度やセミナー、商工会議所実施の起業家セミナー等、その他活用いただけそうな制度を紹介しております。主だった媒体はメルマガになります。

一番望ましいのはやはり、直接お話しさせていただくことです。より具体的に綿密にお話ができます。いくつかは起業家交流会の参加者から御相談いただいた事例はあります。

起業家交流会での配布物の中に吹田市の施策の案内冊子・チラシがあり、それを見ていただい

てお問い合わせいただいた事例もあります。

委員：なかなか業務が多くて大変かと思いますが、個別的な課題もなるべくフォローしていただければと思います。

会長：次の方。

委員：1点だけ質問です。資料番号1の4ページ(4) 駅周辺活性化事業についてですが、事業実施の方向性において、JR吹田駅周辺とされていますが、その他の地域についてはどのようにお考えですか。

事務局：現在はJR吹田駅周辺を中心にモデル地区としておりまして、まちづくり講演会をしながら、勉強しながら進めていくという取り組みをしています。

他の地域におきましても、こういう取り組みをやりたいという声が出てきた段階で、さらに拡充を検討していかねばならないと考えていますが、現状ではJR吹田駅前周辺のまちづくり協議会を中心としたメンバーと勉強しながら実施しているというのが実情です。

委員：吹田なら江坂地区が中心になると思いますが、江坂の協議会から手が上がれば何か考えられるということでしょうか。

事務局：江坂地域に商店街の組織がないのです。以前はエスコタウンにあったのですが、それが消滅して、ない状況ですので商業者との接点がない状況です。江坂企業の協議会との接点はあります。

会長：JR吹田は昔ながらの商店街の地域ですね。江坂は70年代以降となり少し状況が違います。

事務局：あとは例を申し上げますと関大前で法人組織ではないが、関大が地元貢献として、関大の商店街の中に交流スペースを設けて学生が運営しているものがあります。そういうところの協議会にも周辺自治会や大学、商店街の会長等が行かれていますので職員が同席させていただき、情報提供するとか地域の状況を把握するというをやっています。

北千里や桃山台、竹見台の近隣センターの建て替えの話もありますので、関係部署と一緒に参加して、情報提供・情報収集に努めております。

JR吹田駅周辺は多くの商店街が共同で催しをやっておられますが、そこでも講演会が中心となるという状況です。

会長：他の方よろしいでしょうか。

これはまだ中間報告でございます。評価の書面の作り方も含めて御意見いただきましたので、これを反映させた形で実施していきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。